

船舶インシデント調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年5月15日 12時25分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位326° 1,270m付近 (概位 北緯34° 24.5′ 東経133° 14.3′)
インシデントの概要	プレジャーヨットAYAMETTAは、西進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年5月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット AYAMETTA、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	260-42393 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約225cm（尾道）
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、尾道糸崎港内の海の駅に向けて、約5ノットの対地速力で、尾道糸崎港松永第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）西方から尾道水道に向けて西進中、尾道水道第1航路（以下「本件航路」という。）北方の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。</p> <p>船長は、本件航路内を航行する予定であり、本件灯浮標が本件航路に設置された灯浮標と思い接近したところ、本件灯浮標が本件航路に設置されたものでないことに気付き、尾道水道に向けて予定進路に戻ろうと思い、本船を左転させ、本件航路の北方を西進した。</p> <p>本船は、潮位の上昇により、自力離礁した。</p> <p>船長は、尾道糸崎港を航行するのは初めてで、出航前に小縮尺の海図を確認したものの、大縮尺の海図は所有せず、航行予定海域の水路調査を行っていなかったため、本件浅所の存在を知らなかった。</p> <p>本船の喫水は、センターキール下端まで約1.85mであった。</p>
分析	本船は、尾道糸崎港を西進中、船長が、本件灯浮標を本件航路に設置された灯浮標と思い接近した後、その誤りに気付いて左転し本件航路の北方を西進して予定進路に戻ろうとしたことから、本件浅所があることを知らず、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、尾道糸崎港を西進中、船長が、本件灯

	<p>浮標を本件航路に設置された灯浮標と思い接近した後、その誤りに気付いて左転し本件航路の北方を西進して予定進路に戻ろうとしたため、本件浅所があることを知らず、本件浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、事前に海図等を用いて詳細な水路調査を行い、同海域の水深等を十分に把握しておくこと。